

協働環境委員会会議録

平成31年1月31日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 10:50

【 案 件 】

1. 請願第17号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての請願
2. 交流センターについて
3. 第2次飯塚市環境基本計画について

【 報告事項 】

1. 飯塚市健幸プラザ開館時間の延長試行について
2. 健康の森公園市民プールで発生した転落事故の経過について
3. 白旗山におけるメガソーラー開発について
4. 環境施設等広域化に関する任意協議会の経過について

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「請願第17号 『後期高齢者の窓口負担の見直し』にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての請願」を議題といたします。

本件を審査するに当たり、紹介議員として川上直喜議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。紹介議員は紹介議員席にお着きください。

(紹介議員席に移動)

それでは本請願について紹介議員の説明を求めます。川上議員お願いいたします。

○川上議員

日本共産党の川上直喜です。今回、福岡県保険医協会が本市議会に提出した請願、「後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての請願」の紹介議員として、発言の機会を与您にいただきましてありがとうございます。今回、請願は当初、昨年12月議会に対し、同趣旨の陳情として議会に提出され、各議員に配付されたものであります。私はこの陳情の重要性を考慮し、飯塚市議会として意見書を採択してしかるべきだと考え、請願団体に連絡し、趣旨をお聞きしたところ請願としても提出するという事になった経緯があります。ここで審査に係る本市における後期高齢者医療被保険者数は、昨年12月末現在で1万9132人であることを初めに紹介しておきたいと思っております。

そこで、請願の趣旨についてですけれども、まず、今回請願を提出した福岡県保険医協会について紹介をさせていただきたいと思っております。公式ウェブサイトで自己紹介にもありますが、団体の目的を1つに保険医の経営と生活を守ること、2つに国民、保険医療の充実・向上を図ることとし、具体的な活動としては会員が安心して医療に専念できるように、保険点数や審査・指導、税務・労務管理などの日常的な電話相談を初め、各種研究会、講習会などの開催、迅速な情報の提供など、経営を側面から支える活動を行い、沿革としては1967年設立、2年後の1969年に歯科が独立し、現在では、2520名の福岡県保険医協会と1830名の福岡県歯科保険医協会の2つの大きな組織に発展しているとのことであります。

請願内容は、まず、政府において昨年6月15日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太方針2018)」と言われますけれども、世代間の公平性や制度の持続的確保の観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方について検討するとされ、医療費窓口負担を現行の原則1割から2割にする議論が強まっていることを指摘しています。

次に、後期高齢者の生活の実態について高齢者は年金収入が減る中、窓口負担を原則2割にすることは、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な治療が受けられない事態が深刻化する、むしろ高額医療費の限度額の引き下げなど、患者負担の軽減が必要であるとも指摘しています。この点について、私のほうからの紹介になりますけれども、例えば、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会が昨年10月10日、開催されておりますけれども、3カ月ぶりとのことでした。後期高齢者の窓口負担の現行の1割から2割負担への引き上げについて保険者の立場からは、健康保険組合連合会、副会長の佐野雅宏さんが現役世代の保険料負担の重さを訴え、今後も負担がふえていく中で出口が見えないとして、早急な検討を求めたとの報道があります。また全国健康保険協会、理事長の安藤伸樹さんも現役世代の負担は限界、2割負担について早急に結論を得る必要があると述べたともあります。これに対して、医療者の立場からは、日本医師会、副会長の松原謙二さんが、多くの高齢者はぎりぎりのところで生活していると訴え、受診時定額負担や定率負担の引き上げに反対したという報道もあります。

この高齢者のぎりぎりの暮らしという点について、請願団体は、請願に添付している意見書案の冒頭で、高齢夫婦無職世帯について取り上げ、総務省の「2017年家計調査報告」によって、毎月の生活費が約5.5万円不足し、貯金を取り崩さざるを得ず、また、厚生労働省の「2016年国民生活基礎調査」によって、貯金なし高齢者所帯が15.1%に上っていることを紹介しています。この、ぎりぎりのところで暮らしている高齢者、とりわけ高齢に伴って病気がちな後期高齢者に自己負担を2倍にする。原則2割負担を導入すれば、生活を圧迫するとともに、必要な医療がお金がないために受けられない、受診抑制が深刻化する懸念も紹介しています。その上で結論として、飯塚市議会が後期高齢者の窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書を採択するように求めているわけであり、紹介議員として、委員各位のご理解をいただき、ぜひ採択していただきますようお願いし、発言を終わるものであります。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑は終結いたします。川上議員、本日はお忙しいところ詳細な説明、ありがとうございました。退席していただいて結構です。

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○福永委員

後期高齢者の窓口負担の見直しにかかわる、国の動きについて市が把握している範囲で構いませんので、ご説明をお願いします。

○医療保険課長

後期高齢者医療制度の窓口負担につきましては、法に基づきまして所得の区分によりまして、現役並みの所得の方は3割、それ以外の方は1割の負担となっております。この窓口負担につきましては、厚生労働省のほうで設置しております社会保障審議会医療保険部会において見直しが検討されているというふうに承知しております。

○福永委員

本市の後期高齢者医療制度に係る医療費の現在の状況、また将来の見通しはどのようになっているかご説明をお願いします。

○医療保険課長

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度に制度開始されておりますが、本市の例で申し上げますと開始当初と平成28年度を比較いたしますと、被保険者数が1.15倍に1人当たり医療費は1.13倍に、また総医療費につきましても1.3倍というふうになっております。後期高齢者の医療費につきましては、団塊の世代と言われる世代が後期高齢者とな

る6年後の2025年には2015年の1.7倍になるというような推計もございまして、団塊の世代が2025年以降に後期高齢者となることによる社会保障費の急激な増大と、これを減少していく勤労世代が支えることができるかが懸念されているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩をいたします。

休 憩 10:12

再 開 10:16

委員会を再開いたします。ほかに質疑はございませんか。

○福永委員

本件については、慎重に審議を進めるため、継続審議としてはどうかと考えております。委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま福永委員から継続審査としてほしい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、慎重に審査すべきということで継続審査することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「交流センターについて」を議題といたします。「交流センターの状況報告について」及び「飯塚市交流センター整備実施計画について」、執行部の説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「交流センターの状況報告について」、ご報告いたします。昨年4月、社会教育施設であった地区公民館は、本年度、平成30年4月から地域コミュニティ活動の拠点施設である交流センターに移行しました。利用件数は移行の前年度に比べて若干、増加傾向にあり、利用に関する大きなトラブル、苦情等もなく順調に推移し、支障なく運営ができています。また、交流センター化に伴い生涯学習事業や社会教育事業の減退を心配されるご意見もいただいておりますが、これらの事業も地区公民館時以前と同様にかかわらず、実施されておまして、あわせて住民相互の交流の場として、ご活用いただいている状況でございます。以上、簡単でございますが「交流センターの状況報告」を終わります。

○地域拠点施設整備室主幹

引き続き、「交流センターの整備状況について」、ご説明いたします。閉会中の委員会において、現在まで報告してまいりましたものを一覧表にまとめ、本日の資料として提出させていただきますので、資料に基づき現在の進捗状況について説明させていただきます。

立岩交流センターにつきましては、平成30年9月末に契約し、現在、順調に工事が進んでおります。予定では、ことしの7月から8月ごろに建物が完成し、その後、外構工事を行い全体の竣工を11月末とし、12月に引っ越し、翌年の1月のオープンを予定しております。

二瀬交流センターにつきましては、現在、確定測量を行っております。平成31年度に旧給食センターの解体工事を行うと同時に、設計業務を予定しております。

鯉田交流センターにつきましては、現在、設計業務が終盤に差しかかっており、確定測量も同時に進めております。平成31年度には造成工事を予定しております。

菰田交流センター、飯塚東交流センターにつきましては、現在地にて耐震改修となっているため、現在、耐震改修設計業務が終盤に差しかかっており、平成31年度に耐震改修工事を予定しております。

穂波交流センターにつきましては、平成31年度の耐震改修設計にスムーズに入れるように、

地域調整や素案作成について検討を行っております。

庄内交流センターにつきましては、平成30年3月末から開始した庄内まちづくり協議会、近畿大学産業理工学部建築・デザイン学科及び飯塚市によるワークショップを継続開催し、庄内ハーモニーとの複合化についての素案作成や各種協議を行っております。その協議の中で現在の庄内ハーモニーの指定管理者である飯塚市社会福祉協議会の指定期間が平成33年3月までということで、改修工事につきましては、平成33年度に1年先送りしたほうが工事や移行などがスムーズにいくのではないかとということになりましたので、改修設計を31年度から32年度、改修工事を32年度から33年度に変更いたします。

この2年間、協働環境委員会において以前作成した「公民館整備計画」を新たに「交流センター整備実施計画」として実現可能なものに適宜変更し、現在まで報告をしております。地域との設計・協議や工事実施におきましても、地域拠点である交流センターへの地元の皆さんの熱い思いを可能な限り計画に反映させ、地域と行政が一緒に汗を流してきたことで、地元から最大限のご協力を得られることができ、事業は全体的に順調に進んでおります。今回の7つの施設の全ての完成には、あと3年から4年はかかると思われますが、最後まで誠意を持って対応していきたいと考えております。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕二議員

ちょっと確認なんですけども、公民館から交流センターに移行する目的、これはどのようなものだったのか、ちょっと確認させてください。

○まちづくり推進課長

公民館は社会教育施設でございまして、一定の営利等の制限もございました。そして、また地域のまちづくりが活発化する中で、公民館をより使い勝手のいいような形の有効活用していただきたい形で、交流センター化したところでございます。先ほど、ご報告しましたように従来の社会教育事業に加えまして、まちづくりの事業も活発化しておりまして、また営利事業の貸し館の利用等もふえてございます。そういった意味では交流センター化したことによって地域住民の方、ますます使い勝手がいいような施設になっているという形で考えておるところでございます。

○田中裕二議員

確かに目的には営利事業の利用が可能になるということがあったと思いますし、今の課長のご答弁の中で、それも行っているということですので安心をいたしました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○福永委員

委員長にお願いをいたします。本委員会に特別付託を受けております「交流センターについて」は種々審査を行ってきました。これまで執行部から「交流センター化に関する市民説明会の開催報告」や「飯塚市交流センター整備実施計画」などについての報告を受け、審査してまいりましたが、この間、執行部においては、近畿大学産業理工学部建築・デザイン学科、庄内まちづくり協議会及び飯塚市の3者による「庄内まちづくりワークショップ」の開催を初めとして各交流センターを地域コミュニティの活動拠点とするために、地元関係者との協議・調整を着実に進めているということは評価するべきものと考えます。今後は、地域コミュニティとともに多様化・高度化する地域課題の解決に向け努力していただくことを要望いたしまして、本件については調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま、福永委員から本件について、調査終了としてほしい旨の申し出がありました。本日、調査終了についてお諮りするということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「交流センターについて」は調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、「第2次飯塚市環境基本計画について」を議題といたします。「第2次飯塚市環境基本計画「評価指標」の達成状況について」、執行部の説明を求めます。

○環境整備課長

これまでの委員会におきまして、「第2次飯塚市環境基本計画」や「事務事業実施状況表」について説明してまいりましたが、今回は、「第2次飯塚市環境基本計画」に示しています各基本目標を達成するための「評価指標」の計画最終の年度である2021年度の目標値への達成状況について、平成29年度の事業終了後の状況をご説明いたします。

資料、「第2次飯塚市環境基本計画「評価指標」の達成状況」の1ページをごらんください。資料には、指標ごとに計画作成時の値と2021年度の目標値、過去3カ年の状況を記載しています。まず、「基本目標Ⅰ 循環型社会の形成」の①「ごみ減量化」では、指標を「1人1日あたりごみ排出量」としており、平成29年度は979グラムで横ばいの状況でした。ごみの発生抑制や減量化のための取り組みとして、マイバッグ持参運動や生ごみ減量化とともに、ごみ出しルール徹底、不法投棄防止等の生活環境をよくするための環境教育をさらに推進していきます。

②「分別の徹底」では、「リサイクル率」は、福岡県の平均値を上回っていますが微減しており、「資源回収量」は、年々減少しています。リサイクル率向上のためには、資源回収量をふやす必要があり、今年度、隣組回覧で自治会や各種団体に資源回収登録の呼びかけを行い、新規登録が5団体ありましたが、高齢等の理由により廃止が6団体あり、登録団体数も伸び悩んでいます。最近では、スーパーやコンビニでの回収も活発になっており、これらの数字はカウントできず、実際には「資源回収量」はもっと多く、「リサイクル率」も高いのが現状だと考えています。

2ページをお願いします。「基本目標Ⅱ 自然との共生」の①「河川等水質の改善」では、「廃食用油の年間回収量」は、回収量は増加しているものの、精製したバイオディーゼルの利用が少なくなっており、廃食用油の用途について、関係団体とともに検討しているところです。「汚水処理人口普及率」は、下水道の整備、浄化槽の設置補助を計画的に推進しているため、順調に向上しています。

3ページをお願いします。②「森や川の保全」では、「再生した森林の面積」は、県の森林環境税を活用した荒廃森林再生事業を実施し、年々増加しています。しかし、里地、里山などの二次的な自然環境の管理は十分ではなく、その価値を再評価し、適正な管理を行うためには、より一層、遠賀川流域で生活する全ての人々の努力が必要となります。

③「農村と市街地との交流と地産地消の推進」では、「花いっぱい推進事業による緑化箇所数」、「給食での地場食材の占める割合」は、既に目標値を上回っているところであり、環境活動団体や地域団体が実施するイベント等については、積極的に広報活動を支援することで、

活動の普及を行っています。

4ページをお願いします。④「在来種を保全する活動の実践」、⑤「外来生物対策の実践」では、指標は同じ「現地観察会の開催回数」としており、目標を大きく上回って事業を実施しています。

5ページをお願いします。「基本目標Ⅲ 低炭素社会の構築」の①「地球温暖化防止の取組の実践」では、「公共施設、学校等への太陽光発電システムの設置」は、平成29年度に2施設、新たに太陽光発電設備を設置し、目標値に到達しております。「2030年度までに温室効果ガス排出量を、平成2年度（1990年度）の水準まで減少」は、ここ2年は減少しているものの、平成20年度の数値よりも高く、省エネ行動の普及・啓発や、行政の率先した取り組みを、より一層強化する必要があります。

6ページをお願いします。②「温室効果ガス削減量や省エネ効果の見える化」では、「見える化ツールの設置学校数」は、太陽光発電設備を設置している学校へは見える化ツールであるモニターを全校設置していますが、省エネに関する情報提供は十分ではなく、積極的に提供していきます。

「基本目標Ⅳ 人の環づくりと活動実践」の①「環境教育・学習の充実」では、「市役所ホームページの、環境に関するページへの年間アクセス件数」は、毎年増加していますが、「こどもエコクラブの登録団体数」、「環境アドバイザーの派遣件数」とも平成22年度の数値よりも低く、特に環境アドバイザー事業は、平成29年度は派遣の要望がなく、類似制度が教育委員会にあるため、制度の見直しを検討しなければなりません。

7ページをお願いします。②「市民の環境意識の向上」では、「ペットの糞害苦情件数」は、ここ2年は減っているものの、数多くの苦情が寄せられています。「エコ工場の来館者数」は、着実に伸びており、目標値近くまでできております。「環境基本計画の認知度」は、環境イベントでのアンケートでは約5割の方が認知されていますが、さらに周知を図っていきます。「環境アドバイザーの公民館等への派遣件数」は、ここ数年要望がなく、先ほど説明しました教育委員会の類似制度との調整が必要です。

全部で20の「評価指標」について達成状況を毎年確認していますが、現時点で最終的に達成できそうな指標が10、達成できそうにない指標が10に分類されます。達成できそうにない指標についても、少しでも目標に近づくよう今後も取り組みを実施してまいります。以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○福永委員

委員長にお願いいたします。本委員会に特別付託を受けております「第2次飯塚市環境基本計画について」は、種々審査を行ってきました。これまで執行部から「第2次飯塚市環境基本計画 事務事業実施状況表」などに基づき報告を受け、審査してまいりましたが、この間、執行部においては「いづか環境会議」を開催し、市民、民間団体、事業所、学校、市が協働し、本市の良好な環境の保全と創造に関する施策、事業を推進されていることは評価すべきものと考えます。今後も引き続き、4つの基本目標に基づき市民への啓発を図り、また、ごみの減量化事業で実績を上げている自治体の事例研究を進めるなどしながら、目標の達成に向けて尽力していただくことを要望いたしまして、本件については調査終了としていただきますよう、委員長において、お取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま福永委員から本件について、調査終了としてほしい旨の申し出がありましたが、本日、調査終了についてお諮りするという事によろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「第2次飯塚市環境基本計画について」は調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出が
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市健幸プラザ開館時間の延長試行について」、報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「飯塚市健幸プラザ開館時間の延長試行について」、ご説明させていただきます。飯塚市健幸プラザは、平成27年10月開館以来、平成27年度、1万2933人、平成28年度、2万7605人、平成29年度、3万98人と着実に利用者も増加し、当初目的であると「健幸づくりの拠点施設」、「中心商店街の憩い空間・賑いづくりの拠点施設」としての事業を進めております。

飯塚市健幸プラザは、午前9時から午後7時を開館時間として利用していただいておりますが、開館時間の延長をしてもらいたいとのご意見もあり、利用者ニーズを把握し今後の運営のあり方を検討するため開館時間の延長を試験的に行います。平成31年3月1日から平成31年3月31日の1カ月間は、開館時間を午前9時から午後9時までの2時間延長といたします。以上、簡単ではありますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「健康の森公園市民プールで発生した転落事故の経過について」、報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「健康の森公園市民プールで発生した転落事故の経過について」、ご説明させていただきます。健康の森公園市民プールで発生した転落事故に関しましては、平成30年12月17日付にて福岡地方裁判所飯塚支部、書記官名で「第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状並びに訴状」が送達され、平成30年12月18日付にて受理いたしましたので、その概要を報告するものでございます。

本件事故につきましては、平成28年9月3日、午後7時20分ごろ、健康の森公園市民プールにおいて指定管理者である飯塚市体育協会、水泳協会、飯塚スイミングスクールグループが委託しております管理会社、作業員がレジャープール付近にある自動販売機前の点検孔のふたを閉めておらず、かつ安全柵もしなかったため、原告が点検孔に転落して負傷する事故が発生したものでございます。通院、自宅療養後の平成29年9月に症状固定の状態であるとの医師の判断を受け、原告の弁護士と委託管理会社の弁護士との間で協議が行われてきました。平成30年12月1日に福岡地方裁判所飯塚支部に損害賠償請求の訴状が提出され、平成30年12月17日付にて福岡地方裁判所飯塚支部、書記官名で「第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状並びに訴状」が送達され、平成30年12月18日付で受理し、平成31年

1月29日に第1回口頭弁論が行われました。

訴状の概要ですが、被告は設置、管理する営造物の瑕疵による国家賠償法第2条1項に基づき飯塚市と、事故の過失による民法第709条に基づき委託管理会社となっております。また損害賠償は連帯して3856万247円及びこれに対する平成28年9月3日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いの請求となっております。今後につきましては、本市顧問弁護士と対応を協議しながら事務を進めてまいりたいと思っております。以上、簡単ではありますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:41

再 開 10:41

○副委員長

委員会を再開します。次に、「白旗山におけるメガソーラー開発について」報告を求めます。

○環境整備課長

「白旗山におけるメガソーラー開発について」、ご報告いたします。資料、「白旗山におけるメガソーラー開発について」をごらんください。合同会社ノーバル・ソーラーの事業については、自然環境保全条例に基づく意見書の提出を12月14日に締め切り、156件の意見書が提出されております。主な意見としては、土砂災害、風水害の危険性、気温の上昇、電磁波の影響、鹿やイノシシ等の被害、説明会に対する不満、再度の開催要望などが上がっております。この意見書に対する見解書が事業者から1月10日に提出されておりますが、一部、不十分な見解もあり追加提出を求めているところであります。この見解書については、今後、自然環境保全対策審議会を開催し審議していただく予定といたしております。また、資料の掲載には間に合っておりませんが、県の林地開発許可については、昨日、1月30日に許可が出されております。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○副委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

○上野委員

ご報告ありがとうございます。実は先日、近隣住民の方からこの白旗山周辺のメガソーラー開発を予定されている2つの業者と計画の縮小についての話し合いを行いたいんだかというご相談を受けましたが、まず、このようなご相談、今まで行政のほうにはあっておりましたか。

○環境整備課長

今までの説明会や協議の中では、あくまでも事業自体の反対として意見が出されており、意見書等においても計画縮小すれば事業自体はやむを得ないといったようなご相談は上がっておりません。

○上野委員

それでは今後このような申し入れが行政にあった場合は、どのような対応をとられますか。

○環境整備課長

要請があった場合は、事業者と協議をしていくということになると思いますけれども、現在、ノーバル・ソーラーであれば昨日、アサヒ飯塚メガソーラーであれば、以前から前事業者が開発許可を得ておりますので、林地開発許可変更等も生じることもあるのではないかと思いますけれども、要望があれば事業者のほうには協議はしていきたいと思っております。

○上野委員

事業計画はもちろん、出てあるんですけども、事業者としてはもう既に売電単価の契約を九電とやっているんじゃないかと思うんですが、これの単価が継続できる期限もあると思うんですが、それは今、両者の分はわかりますか。

○環境整備課長

現在、FIT法の施行規則のほうで単価の改善の提案がなされ、パブリックコメントが行われて、いろいろ調整がっております。まだ、しかしその省令が決定しておりませんので、いつまでにこの単価というものの決定は行われていないのが現状でございます。

○上野委員

お願いとします、こういう申し入れがあったら、2つの業者としっかり、そういうふうな仲介といいますか、していただいて行政も入って3者で、こういった事業の縮小をお願いできないかというような形の話し合い、もちろん住民の皆さんが一番望んであるのは事業の中止でございますが、それが難しい状況であるというふうに私も理解しておりますので、このご相談に来られた方も事業縮小していただいて少しでも住民の脅威にならないようにということでございましたので、そういうふうなことを取り計らっていただきますようお願いをしておきます。

○副委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 47

再 開 10 : 47

○委員長

委員会を再開いたします。

次に、「環境施設等広域化に関する任意協議会の経過について」、報告を求めます。

○市民環境部付課長

「環境施設等広域化に関する任意協議会の経過報告について」、ご説明いたします。資料、「環境施設等広域化に関する任意協議会の経過報告について」をお願いいたします。各市町の12月の定例会で新組合の設立等の議決をいただきましたので、1月17日に2市2町2組合の構成団体の長による正式な協議を行いました。また、その中で県への提出書類の確認も行っております。翌18日に県への申請等の手続を行いました。その手続といたしましては、市町代表者の連名による、新組合設立と、現組合の解散、財産処分、組合からの現組合の規約変更の提出でございます。県知事の許可承認は2月中旬の見込みとなっております、3月31日に現2組合を解散し、その事務を継承して「ふくおか県央環境広域施設組合」を翌4月1日に設立する運びとなっております。現在、新組合の移行がスムーズに行われますよう、実務レベルの調整を鋭意、行っているところでございます。以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。